

『平成18年度施策実施状況調査書』

施策名	(施策26) 毎年度の地方税制度の見直し	担当部局名	自治税務局				
施策の概要	分権型社会を担う地方税制度の構築を実現するため、地方が自らの選択と財源で効率的に施策を推進できる体制を整備していくことが重要である。このために必要な地方税制度の見直し等を、社会経済情勢や財政状況等を踏まえて毎年度の税制改正に反映させることにより、地方分権をさらに推進する。						
主な指標の状況	項目	概要					
	税源移譲	平成18年度与党税制改正大綱等に基づき、平成18年度改正において、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を行う。 ※適用は平成19年6月徴収分から実施。 平成18年度においては、所得譲与税により、3兆94億円の税源移譲を実施。					
	定率減税の見直し	個人住民税所得割の定率減税を廃止					
	安心・安全のための税制	(ア)耐震改修促進税制の創設(固定資産税) (イ)地震保険料控除の創設(個人住民税)					
	土地に係る固定資産税の負担調整措置	(ア)商業地等に係る課税標準額の法定上限(評価額の70%)を維持する。 (イ)商業地等に係る条例減額制度を維持する。 (ウ)負担水準が低い土地について、制度を簡素化し、均衡化を一層促進する。					
	不動産取得税	土地・住宅に係る税率の引下げ措置(4%→3%)を3年延長する。					
	環境税制	自動車税のグリーン化・自動車取得税の低燃費車特例を2年延長する。					
	その他	(ア)地方のたばこ税の税率を引上げ(平成18年7月1日から)。 (イ)自動車税・軽自動車税の制限税率引上げ。					
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要	○年度	○年度	○年度	
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要				
		地方税制度の見直し	・政府税制調査会「平成18年度の税制改正に関する答申」(平成17年11月) ・「平成18年度与党税制改正大綱」(平成17年12月) 上記及び社会経済情勢や財政状況等を踏まえて検討し、「地方税法等の一部を改正する法律案」を作成、平成18年1月、第164回国会に提出。国会での審議を経て、同年3月に公布された。				
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要				
		地方税の徴収対策	地方税の徴収に関する業務のうち、民間事業者へ委託が可能な例を挙げるなどした留意事項を取りまとめて地方団体に周知することにより、地方税の徴収に関する業務について、民間事業者への委託等の推進を図った。				
(業務改善への取組状況) 毎年度、各地方団体に照会している地方税関係の調査については、調査対象である地方団体の負担軽減や、事務の合理化・効率化の観点から、必要に応じて調査方法、調査項目等について見直しを行っている。							
本施策に関する課題等の状況	地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小し、地歩税源の充実確保を実現するための、社会経済情勢の変化等に対処した所要の制度改正の実施				予	制	事
	地方税の徴収対策として、軽油引取税における脱税防止対策のさらなる強化を図る。				予	制	事
本施策に関する専門家の意見等	・政府税制調査会「平成18年度の税制改正に関する答申」(平成17年11月) ・「平成18年度与党税制改正大綱」(平成17年12月)						
本施策に関する主な資料	平成18年度における地方税制改正の概要( <a href="http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html">http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html</a> )						